令和６年度『障害者職業生活相談員資格認定講習』
受 講 者 募 集 の ご 案 内

令和６年7月

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者を５人以上雇用する事業所ごとに、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う「障害者職業生活相談員」を選任し、管轄の公共職業安定所に届け出ることが義務付けられています。

つきましては、当該資格認定講習を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

１　受講対象者

原則として、障害者を雇用している山形県内の事業所に勤務している方で、障害者職業生活相談員として選任が予定される方、及びこれに準ずる方が受講対象となります。

※過去に本講習を修了された方は対象になりません。

※国及び地方公共団体の職員の方は受講できません。

２　開催日時

① 令和６年１０月２日（水）９時～１７時

② 令和６年１０月３日（木）９時～１４時３０分

③ 任意受講科目　「障害者雇用管理や職場定着等に関する意見交換会」

講師　障害者職業カウンセラー

令和６年１０月３日（木）１４時３０分～１６時３０分

注）①及び②の日程すべてに参加していただく必要があります。③は希望者のみの受講となります（受講しなくても修了証書は交付されます。）。

３　会場

上記①②③いずれも「ポリテクセンター山形　別館会議室」　山形市漆山1954

４　受講費用　　無　料

５　申し込み手続き

① 別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、８月２３日（金）までに、メールに添付してお申し込みください。【E-mail yamagata-kosyo@jeed.go.jp】（当機構山形支部のホームページに、エクセル様式の受講申込書を掲載しています。）

② 受講定員　４０名

受講申し込みが多数の場合は、人数を調整させていただくことがありますので、ご了承ください（申し込み先着順ではなく、法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れます）。多くの事業所に受講の機会を得ていただくため、複数名の受講希望者がいる事業所について、人数を調整させていただく場合があります。受講申し込み後に取り消しされる場合は、速やかにご連絡ください。多くの方に受講していただけますよう、ご協力をお願いいたします。

③ 受講可否については、９月中旬頃までにメールでご連絡いたします。

当機構のドメインは、令和３年４月に「jeed.go.jp」に変更していますのでご留意ください。

過去の受信メールを活用して返信する場合は、アドレスをご確認いただくとともに、アドレス帳に「jeed.or.jp」で登録されている場合は、「jeed.go.jp」に変更願います。

＜お問合せ先＞

独立行政法人高齢･障害･求職者雇用支援機構
山形支部　高齢･障害者業務課
電話　023－674－9567
FAX　023－687－5733
E-mail　yamagata-kosyo@jeed.go.jp
https://www.jeed.go.jp/
住所：〒990-2161　山形市漆山1954

＜本件担当　星＞